

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

7-100 直前及び側方の視界

7-100-1 装備要件

次表に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が運転者席において、高さ1m直径30cmの円柱であって次表に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。

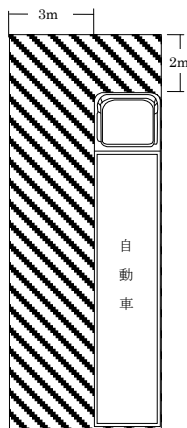
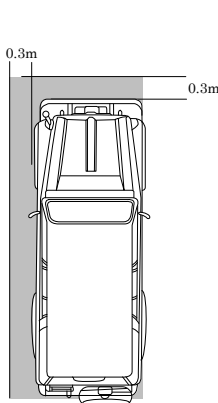
ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第44条第5項関係、細目告示第68条第5項関係、細目告示第146条第8項関係)

自動車	障害物
(1) 小型自動車、軽自動車及び普通自動車((2)の自動車及び三輪自動車を除く。)	当該自動車の前面から0.3m前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面(左ハンドル車にあつては右側面)から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの
(2) 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であつて原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの(乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。)	当該自動車の前端から2m前方にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面(左ハンドル車にあつては右最外側面)から3mの距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にあるもの

(参考図) 視界の範囲

a) 第1号関係

b) 第2号関係



7-100-2 性能要件(視認等による審査)

(1) 7-100-1の鏡その他の装置は、7-100-1の障害物を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等

8-100 直前及び側方の視界

8-100-1 装備要件

次表に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が運転者席において高さ1m直径30cmの円柱であつて次表に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。

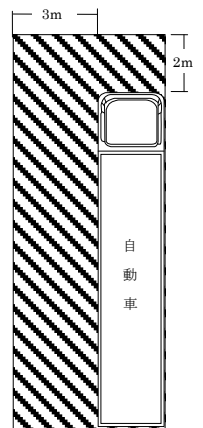
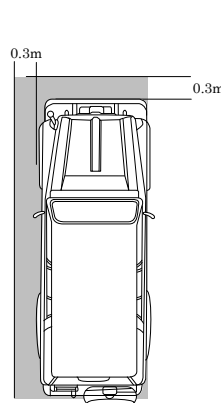
ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第44条第5項関係、細目告示第224条第8項関係)

自動車	障害物
(1) 小型自動車、軽自動車及び普通自動車((2)の自動車及び三輪自動車を除く。)	当該自動車の前面から0.3m前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面(左ハンドル車にあつては右側面)から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの
(2) 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であつて原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの(乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。)	当該自動車の前端から2m前方にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面(左ハンドル車にあつては右最外側面)から3mの距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にあるもの

(参考図) 視界の範囲

a) 第1号関係

b) 第2号関係



8-100-2 性能要件(視認等による審査)

(1) 8-100-1の鏡その他の装置は、8-100-1の障害物を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第44条第6項関係、細目告示第68条第6項関係、細目告示第146条第9項関係)</p> <p>① 運転者がアからオまでに掲げる状態の自動車の運転者席において座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で7-100-1に掲げる障害物の少なくとも一部(Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。)を鏡その他の装置により確認できるものであること。</p> <p>ただし、運転者が運転者席において、7-100-1に掲げる障害物の少なくとも一部を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>ア 自動車は、平坦な面上に置き、直進状態かつ審査時車両状態とする。</p> <p>イ 自動車のタイヤの空気圧は、規定された値とする。</p> <p>ウ 車高調整装置が装着されている自動車にあっては、標準(中立)の位置とする。</p> <p>ただし、車高を容易に任意の位置に保持することができる車高調整装置にあっては、車高が最高となる位置とする。</p> <p>エ 運転者席の座席は、次のとおりに調節した位置とする。</p> <p>(ア) 前後に調節できる場合には、中間位置とする。</p> <p>ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。</p> <p>(イ) 上下に調節できる場合には、中間位置とする。</p> <p>ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より下方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。</p> <p>(ウ) 座席の背もたれの角度が調節できる場合には、鉛直面から後方に25°の位置とする。</p> <p>ただし、鉛直面から後方に25°の位置に調節できない場合には、鉛直面から後方に25°の位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。</p> <p>オ 運転者席の座席に座布団又はクッション等を備えている場合には、取除いた状態とする。</p> <p>② 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。</p> <p>③ カメラ及びカメラからの画像情報を運転者に表示する画像表示装置にあっては、次の要件に適合するものであることを確認すること。</p> <p>ア 運転者が①の状態画像表示装置に表示された画像により7-100-1に掲げる障害物の少なくとも一部(Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げら</p>	<p>の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第44条第6項関係、細目告示第224条第9項関係)</p> <p>① 運転者がアからオまでに掲げる状態の自動車の運転者席において座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で8-100-1に掲げる障害物の少なくとも一部(Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。)を鏡その他の装置により確認できるものであること。</p> <p>ただし、運転者が運転者席において、8-100-1に掲げる障害物の少なくとも一部を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>ア 自動車は、平坦な面上に置き、直進状態かつ審査時車両状態とする。</p> <p>イ 自動車のタイヤの空気圧は、規定された値とする。</p> <p>ウ 車高調整装置が装着されている自動車にあっては、標準(中立)の位置とする。</p> <p>ただし、車高を容易に任意の位置に保持することができる車高調整装置にあっては、車高が最高となる位置とする。</p> <p>エ 運転者席の座席は、次のとおりに調節した位置とする。</p> <p>(ア) 前後に調節できる場合には、中間位置とする。</p> <p>ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。</p> <p>(イ) 上下に調節できる場合には、中間位置とする。</p> <p>ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より下方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。</p> <p>(ウ) 座席の背もたれの角度が調節できる場合には、鉛直面から後方に25°の位置とする。</p> <p>ただし、鉛直面から後方に25°の位置に調節できない場合には、鉛直面から後方に25°の位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。</p> <p>オ 運転者席の座席に座布団又はクッション等を備えている場合には、取除いた状態とする。</p> <p>② 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。</p> <p>③ カメラ及びカメラからの画像情報を運転者に表示する画像表示装置にあっては、次の要件に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 運転者が①の状態画像表示装置に表示された画像を表示することができるものであること。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>れる部分を除く。)を確認できるものであること。</p> <p>イ 直接又は鏡により視認できない範囲の全てを同時に表示することができない画像表示装置は、運転者が運転者席において、カメラ又は画像表示装置を操作することにより運転者が確認しようとしている範囲を表示することができるものであること。</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第146条第12項関係)</p> <p>7-100-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 7-100-1の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるいずれかの構造を有するように取付けられなければならない。(保安基準第44条第7項関係、細目告示第146条第10項関係)</p> <p>① 鏡体部及びその支持部により構成される装置は、溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより自動車の外側の表面上(バンパを除く。)に直接取付けられており、かつ、取付部附近の自動車の最外側より突出しない構造。</p> <p>ただし、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車(貨物の運送の用に供する自動車であって運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの(キャブと荷台が分離しているものに限る。))及び専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの並びにこれらの形状に類する自動車に限る。)にあつては、溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられている構造であればよいものとする。</p> <p>② カメラ及び画像表示装置により構成される装置は、確実に取付けられており、かつ、その配線が自動車の外側の表面上に露出していない構造</p> <p>(2) 取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、(1)及び7-100-2(1)①の基準に適合しないものとする。</p> <p>この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの(3)に掲げるものを除く。)及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。(細目告示第146条第11項関係)</p> <p>① 取付部が吸盤形状であることが外観上明らかなもの</p> <p>② 貼付けられたシート等の上に接着固定等されているもの</p> <p>③ 手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認した結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるもの</p> <p>④ 当該装置を取付けた状態のまま、自動車登録番号標又は車両番号標の取付取外しができないもの</p> <p>⑤ 延長器具を介して取付けられているもの(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車(貨物の運送の用に供する自動車であって運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの(キャブ</p>	<p>イ 直接又は鏡により視認できない範囲の全てを同時に表示することができない画像表示装置は、運転者が運転者席において、カメラ又は画像表示装置を操作することにより運転者が確認しようとしている範囲を表示することができるものであること。</p> <p>(2) 鏡その他の装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第224条第12項関係)</p> <p>8-100-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 8-100-1の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるいずれかの構造を有するように取付けられなければならない。(保安基準第44条第7項関係、細目告示第224条第10項関係)</p> <p>① 鏡体部及びその支持部により構成される装置は、溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより自動車の外側の表面上(バンパを除く。)に直接取付けられており、かつ、取付部附近の自動車の最外側より突出しない構造。</p> <p>ただし、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車(貨物の運送の用に供する自動車であって運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの(キャブと荷台が分離しているものに限る。))及び専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの並びにこれらの形状に類する自動車に限る。)にあつては、溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられている構造であればよいものとする。</p> <p>② カメラ及び画像表示装置により構成される装置は、確実に取付けられており、かつ、その配線が自動車の外側の表面上に露出していない構造</p> <p>(2) 取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、(1)及び8-100-2(1)①の基準に適合しないものとする。</p> <p>この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの(3)に掲げるものを除く。)及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。(細目告示第224条第11項関係)</p> <p>① 取付部が吸盤形状であることが外観上明らかなもの</p> <p>② 貼付けられたシート等の上に接着固定等されているもの</p> <p>③ 手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認した結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるもの</p> <p>④ 当該装置を取付けた状態のまま、自動車登録番号標又は車両番号標の取付取外しができないもの</p> <p>⑤ 延長器具を介して取付けられているもの(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車(貨物の運送の用に供する自動車であって運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの(キャブ</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)						
<p>と荷台が分離しているものに限る。)、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの又はこれらの形状に類する自動車に限る。) に取付けられているものを除く。)</p> <p>⑥ カメラの配線 (配線の周囲の保護部材等を含む。) が、自動車の外側の表面上に確認できるもの</p> <p>(3) 指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 146 条第 12 項関係)</p> <p>7-100-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、7-100-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条第 3 項第 3 号及び第 4 項関係)</p> <p>(2) 平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車 (平成 17 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。) については、7-100-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条第 1 項関係)</p> <p>(3) 平成 28 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、7-100-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条第 6 項関係)</p> <p>7-100-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 3 項第 3 号及び第 4 項関係)</p> <p>7-100-5-1 装備要件</p> <p>次の表の左欄に掲げる自動車 (被牽引自動車を除く。) には、運転者が運転者席においてそれぞれ次の表の右欄に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接確認できる構造の自動車にあつては、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="169 1357 778 1883"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>障害物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上の普通自動車 ((2) に掲げる自動車を除く。)</td> <td>当該自動車の前面から 0.3m の距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1m の障害物</td> </tr> <tr> <td>(2) 車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上の普通自動車であつて、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの (乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。)</td> <td>当該自動車の前面から 2m の距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から 3m の距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1m の障害物</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考図) 視界の範囲</p>	自動車の種別	障害物	(1) 乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上の普通自動車 ((2) に掲げる自動車を除く。)	当該自動車の前面から 0.3m の距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1m の障害物	(2) 車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上の普通自動車であつて、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの (乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。)	当該自動車の前面から 2m の距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から 3m の距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1m の障害物	<p>と荷台が分離しているものに限る。)、専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 11 人以上のもの又はこれらの形状に類する自動車に限る。) に取付けられているものを除く。)</p> <p>⑥ カメラの配線 (配線の周囲の保護部材等を含む。) が、自動車の外側の表面上に確認できるもの</p> <p>(3) 鏡その他の装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 224 条第 12 項関係)</p> <p>8-100-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、8-100-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条第 3 項第 3 号及び第 4 項関係)</p> <p>(2) 平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車 (平成 17 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。) については、8-100-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条第 1 項関係)</p> <p>(3) 平成 28 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、8-100-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条第 6 項関係)</p> <p>8-100-5 従前規定の適用①</p> <p>7-100-5 の規定を適用する。</p>
自動車の種別	障害物						
(1) 乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上の普通自動車 ((2) に掲げる自動車を除く。)	当該自動車の前面から 0.3m の距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1m の障害物						
(2) 車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上の普通自動車であつて、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの (乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。)	当該自動車の前面から 2m の距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から 3m の距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1m の障害物						

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)



(注) 斜線部は視界の範囲を示す。

7-100-5-2 性能要件

- (1) 取付けが不確実な鏡及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがある鏡は、7-100-5-1の「確認」ができないものとする。
- (2) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」(昭和54年3月28日付け自車第241号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した鏡は、7-100-5-1(2)の基準に適合するものとする。

7-100-6 従前規定の適用②

平成18年12月31日以前に製作された自動車(平成17年1月1日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第52条第1項関係)

7-100-6-1 装備要件

- (1) 次の表の左欄に掲げる自動車(被牽引自動車を除く。)には、運転者が運転者席においてそれぞれ次の表の右欄に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。

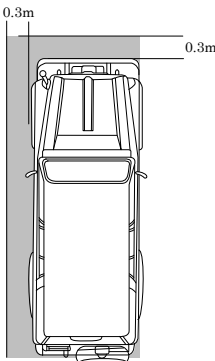

ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。

自動車の種別	障害物
① 乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車(②に掲げる自動車を除く。)	当該自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ1mの障害物
② 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であって、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの(乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。)	当該自動車の前面から2mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ1mの障害物

- (2) (1)の表①の「当該自動車の前面から0.3mの距離にある

8-100-6 従前規定の適用②

7-100-6の規定を適用する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>鉛直面及び当該自動車の左側面から 0.3m の距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1m の障害物」を確認できるとは、平坦な面においた自動車の前面各部及び左側線上自動車の前端から後端までに沿って設置された高さ 1m、直径 30cm の円柱の少なくとも一部を確認できることをいう。</p> <p>(3) (1) の表②の「当該自動車の前面から 2m の距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から 3m の距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ 1m の障害物」を確認できるとは、平坦な面においた自動車の前方 2m、左側方 3m の範囲内に設置させた高さ 1m、直径 30cm の円柱の少なくとも一部を確認できることをいう。</p> <p>この場合において、「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」(昭和 54 年 3 月 28 日付け自車第 241 号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した鏡は、保安基準第 44 条第 5 項第 2 号の基準に適合するものとする。</p> <p>(参考図) 視界の範囲</p> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> a) 第 1 号関係 b) 第 2 号関係 </p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>7-100-6-2 性能要件</p> <p>(1) 7-100-6-1 の装置で取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。</p> <p>(2) 取付けが不確実な鏡及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがある鏡は、7-100-6-1 の「確認」ができないものとする。</p> <p>(3) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」(昭和 54 年 3 月 28 日付け自車第 241 号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した鏡は、7-100-6-1 (2) の基準に適合するものとする。</p> <p>7-100-7 従前規定の適用③</p> <p>平成 28 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 6 項関係)</p> <p>7-100-7-1 装備要件</p>	<p>8-100-7 従前規定の適用③</p> <p>平成 28 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 6 項関係)</p> <p>8-100-7-1 装備要件</p>
<p>7-100, 8-100 直前及び側方の視界 (最終改正: 第 13 次)</p> <p>6 / 7</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-100-1 に同じ。</p> <p>7-100-7-2 性能要件（視認等による審査） 7-100-2 に同じ。</p> <p>7-100-7-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 7-100-1 の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、7-100-7-2 (1) ①の基準に適合しないものとする。</p> <p>この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの（7-100-7-2 (2) に掲げるものを除く。）及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。</p> <p>① 7-100-3 (2) ①に同じ。 ② 7-100-3 (2) ②に同じ。 ③ 7-100-3 (2) ③に同じ。 ④ 7-100-3 (2) ④に同じ。 ⑤ 延長器具を介して取付けられているもの（溶接又はリベットにより結合され取外すことができないもの及び原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの（キャブと荷台が分離しているものに限る。）、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの又はこれらの形状に類する自動車に限る。）に取付けられているものを除く。） ⑥ カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、自動車の外側の表面上に確認できるもの。 ただし、次に掲げる配線部分はこれに該当しないものとする。 ア 溶接又はリベットにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあつては、当該カメラを取付けるための必要最小限の配線部分 イ ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあつては、(ア) 又は (イ) に掲げるもの (ア) 当該カメラを取付けるための必要最小限のものであつて長さが 30mm 未満の配線部分 (イ) 自動車の下面（バンパを除く。）に固定された必要最小限の配線部分</p>	<p>8-100-1 に同じ。</p> <p>8-100-7-2 性能要件（視認等による審査） 8-100-2 に同じ。</p> <p>8-100-7-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 8-100-1 の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、8-100-7-2 (1) ①の基準に適合しないものとする。</p> <p>この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの（8-100-7-2 (2) に掲げるものを除く。）及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。</p> <p>① 8-100-3 (2) ①に同じ。 ② 8-100-3 (2) ②に同じ。 ③ 8-100-3 (2) ③に同じ。 ④ 8-100-3 (2) ④に同じ。 ⑤ 延長器具を介して取付けられているもの（溶接又はリベットにより結合され取外すことができないもの及び原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの（キャブと荷台が分離しているものに限る。）、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの又はこれらの形状に類する自動車に限る。）に取付けられているものを除く。） ⑥ カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、自動車の外側の表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあつては、当該カメラを取付けるための必要最小限の配線部分を除く。）</p>